

財 関 第 7 2 2 号

平成 15 年 7 月 1 1 日

「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について

標記のことについて、水産庁長官より、別添のとおり、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成 8 年 7 月 1 0 日水研究第 6 8 8 号水産庁長官通知）の一部を改正する旨、通知があったので、今後、これにより取り扱われたい。

15水推第535号
平成15年6月30日

財務省関税局長 殿

水産庁長官

「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」の一部改正について

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（平成15年農林水産省令第65号）が平成15年6月30日に公布され、平成15年7月14日から施行されることに伴い、「水産資源保護法に基づく水産動物の種苗等の輸入通関の際における取扱いについて」（平成8年7月10日付け8水研第688号水産庁長官通知）を別添のとおり改正し、平成15年7月14日から実施することとしたので、通関時における御協力方お願いする。

(別添)

新旧対照表

新	旧																						
<p>1 対象となる水産動物の種苗 法第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物の種苗は、同法施行規則第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p>	<p>1 対象となる水産動物の種苗 法第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物の種苗は、同法施行規則第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動物の種苗</th> <th>関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こいの稚魚</td> <td>第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうちこいの稚魚 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)</td> </tr> <tr> <td>こいの幼魚</td> <td>第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうち 全長 40cm 以下のこい(稚魚を除く。) 第 0301.93 号の 2 (その他のもの)のうち全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)</td> </tr> <tr> <td>さけ科魚類の発眼卵</td> <td>第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</td> </tr> <tr> <td>さけ科魚類の稚魚</td> <td>第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</td> </tr> <tr> <td>くるまえば属のえび類の稚えび</td> <td>第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る)</td> </tr> </tbody> </table>	水産動物の種苗	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号	こいの稚魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうちこいの稚魚 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)	こいの幼魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうち 全長 40cm 以下のこい(稚魚を除く。) 第 0301.93 号の 2 (その他のもの)のうち全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)	さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚	くるまえば属のえび類の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動物の種苗</th> <th>関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こいの稚魚</td> <td>第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)</td> </tr> <tr> <td>さけ科魚類の発眼卵</td> <td>第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵</td> </tr> <tr> <td>さけ科魚類の稚魚</td> <td>第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚</td> </tr> <tr> <td>くるまえば属のえび類の稚えび</td> <td>第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る)</td> </tr> </tbody> </table>	水産動物の種苗	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号	こいの稚魚	第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)	さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚	くるまえば属のえび類の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る)
水産動物の種苗	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号																						
こいの稚魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうちこいの稚魚 第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)																						
こいの幼魚	第 0301.10 号の 1 (観賞用の魚のこい及び金魚)のうち 全長 40cm 以下のこい(稚魚を除く。) 第 0301.93 号の 2 (その他のもの)のうち全長 40cm 以下のこい (稚魚を除く。)																						
さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚																						
くるまえば属のえび類の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る)																						
水産動物の種苗	関税定率法(明治 43 年法律第 54 号)別表の番号																						
こいの稚魚	第 0301.93 号の 1 (こいの養魚用の稚魚)																						
さけ科魚類の発眼卵	第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵)のうちさけ科魚類のふ化用の魚卵																						
さけ科魚類の稚魚	第 0301.91 号の 1(ますの養魚用の稚魚)及び第 0301.99 号の 1 (その他のものの養魚用の稚魚)のうちさけ科魚類の養魚用の稚魚																						
くるまえば属のえび類の稚えび	第 0306.23 号の 1(シュリンプ及びブローンの生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの)のうち養殖用又は放流用の生きているえび(くるまえば属のものに限る)																						
2 【略】	2 【略】																						
3 【略】	3 【略】																						